

27 陳情第 8 号

27 陳情 第 8 号	人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成27年6月4日受理、平成27年6月11日付託
陳情者	新宿区新宿————— ————— 支団長 —————

(要 旨)

- (1) 内閣総理大臣と国会をはじめとした関係行政庁に対し、人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチなどを法律で禁止することを求める意見書を提出して下さい。
- (2) 日本国が批准を留保している人種差別撤廃条約第4条(a)(b)に関し、その留保を撤回するよう、内閣総理大臣と国会を始めとした関係行政庁に働きかけて下さい。

(理 由)

- (1) ヘイトスピーチは、人種差別を煽る「犯罪」行為です。
- (2) ヘイトスピーチは、特に韓国人住民にとっては大きな脅威であり、教育上、子どもや青少年に悪影響を与えています。
- (3) 京都地裁・大阪高裁が在特会による街宣は「人種差別」と認定し、賠償命令を下しています。
- (4) 彼らの言動は日本社会の問題であり、ヘイトスピーチの放置が東京オリンピックを始めとした国際交流事業に与える影響が憂慮されます。
- (5) 国連・自由権規約委員会および人種差別撤廃委員会が日本に勧告をしています。
- (6) ヘイトスピーチは国際社会では処罰対象となっています。